

公園の許可において金額に定めがない使用料について

公園施設の設置許可（法第 5 条関係）

1 使用料

現在、群馬県立公園条例において、「その都度知事が定める」とされている「その他の公園施設」について、次のとおりとする。

公園施設の種類	金額
指定管理者がその管理する公園において設置する自動販売機	1 m ² につき 1 年間 1 4 0 円
群馬県母子寡婦協議会が群馬の森において設置する自動販売機	
その他の者が設置する自動販売機	土木事務所長が実施する一般競争入札により決定する額
その他の公園施設（面積により算定することが適当なもの）	1 m ² につき 1 年間 1 4 0 円
その他の公園施設（面積により算定することが適当でないもの）	その都度知事が定める。

2 適用期間

令和元年 1 0 月 1 日から令和 3 年 3 月 3 1 日まで

3 条件

許可にあたっては、「群馬県立都市公園における許可等の基準」の許可基準により、判断するものとする。

4 その他

不都合が生じた場合、その都度、都市計画課に協議するものとする。

公園の許可において金額に定めがない使用料について

行為許可（条例第 4 条関係）

1 使用料

以下の行為について、次のとおり使用料を定める。

行為の種類		単位	金額
物品頒布	公園又は公園施設を移動して頒布する場合	1人につき1日	740円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	740円
募金その他これに類する行為	公園又は公園施設を移動して行う場合	1人につき1日	740円
	臨時に施設を設ける場合	1㎡につき1日	740円
業としての写真撮影等		1日につき	650円
業として写真等撮影会又は映画会		1日につき	12,900円
興行その他これに類する行為	ウォーキング教室、マラソン大会その他これに類する行為をする場合	1日につき	4時間を超える場合 2,440円
			4時間を超えない場合 1,220円
	観音山ファミリーパークのバーベキュー炉を使用する場合	1基につき1日	1,220円
競技会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円
音楽会その他これに類する催しのための公園の全部又は一部の独占利用（有料公園施設を除く。）		1㎡につき1日	10円

※興行その他これに類する行為のうちウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為をする場合の金額は、参加者が30人までの場合の金額とし、参加者が30人を超えるときは、その超える人数一人ごとに80円を加算するものとする。

2 適用期間

令和元年10月1日から令和3年3月31日まで

3 条件

(1) 許可にあたっては、「群馬県立都市公園における許可等の基準」及び「指定管理者による行為許可要領」の許可基準により、判断するものとする。

(2) 興行その他これに類する行為のうちウォーキング教室、マラソン大会その他これらに類する行為を行う場合で参加者が30人を超えるときは、主催者は、別添「参加者実績報告」により参加者の実績を報告しなければならない。ただし、参加者の実績が分かる資料を別途提出する場合はこれに代えることができる。

なお、参加者に講師はスタッフは含めないものとする。

4 その他

不都合が生じた場合、その都度、都市計画課に協議するものとする。